

定期事業者検査報告書  
(定期事業者検査開始時)

東北電原運第5号  
2022年 7月 7日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
樋口 康二郎

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 東北電力株式会社 住 所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 代表者の氏名 樋口 康二郎
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 女川原子力発電所 所在地 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第1号機 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり
検査の実績又は予定の概要	予 定 自 2022年 8月10日 至 2022年12月14日 検査の計画および実績については、別紙-2のとおり

別紙－1 当該発電用原子炉施設の種類

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第1号機 原子炉本体
	〃 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
	〃 放射性廃棄物の廃棄施設
	〃 放射線管理施設
	〃 原子炉格納施設
	〃 その他原子炉の附属施設
	〃 建物及び構築物
	〃 原子炉補助設備
	〃 発電所補助設備 〃 附帯設備

別紙ー 2 定期事業者検査の計画および実績

定期事業者検査名	今回の計画および実績		備考
	※ 1	※ 2	
建物および構築物外観検査	—	○	
燃料取扱装置機能検査	—	○	
原子炉建屋クレーン機能検査	—	○	
核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査(原子炉)	—	○	
核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査(原子燃料)	—	—	今回計画なし
監視機能健全性検査	—	○	
燃料プール冷却浄化系機能検査	—	○	
燃料プール補給水系外観検査	—	—	今回計画なし
排気筒外観検査	—	○	
放射性廃棄物処理系外観検査	—	—	今回計画なし
放射性廃棄物処理系機能検査	—	○	
排水路外観検査	—	○	
換気空調系機能検査	—	○	
非常用ディーゼル発電機定格容量検査	—	○	
直流電源系機能検査	—	○	
補機冷却機能検査	—	○	
消火機能検査	—	○	
照明設備機能検査	—	○	

今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし)

※ 1：先行実施検査 (前回の検査終了以降当該検査開始までに実施した検査)

※ 2：当該検査開始～当該検査終了までの期間

## 添付書類

- 添付書類一 定期事業者検査の計画
- 添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標
- 添付書類三 施設管理の実施に関する計画
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）
- 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更内容
- 添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二および三）についての評価結果  
（保全の有効性評価の結果に関する説明書）
- 添付書類七 定期事業者検査での判定における一定の期間の設定および変更において考慮した事項に関する説明書

添付書類一 定期事業者検査の計画

女川原子力発電所

第1号機

第2回定期事業者検査計画書

目 次

1. 定期事業者検査の計画工程..... 1

別紙 定期事業者検査工程表

1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

(1) 定期事業者検査の工程

自 2022年 8月10日

至 2022年12月14日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査の項目

本文（別紙－2）に記載。

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

該当なし。

別紙

定期事業者検査工程表





添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

# 女川原子力発電所 第1号機

## 保全活動管理指標

# 目 次

1. 保全活動管理指標 . . . . . 1

別紙 保全活動管理指標

## 1. 保全活動管理指標

保全の有効性を監視，評価するために，保全重要度を踏まえ「系統レベル」の保全活動管理指標およびその目標値を別紙のとおり設定する。

# 保全活動管理指標

1. 系統レベル

系統名	要求機能	予防可能故障回数	備考
		目標値	
燃料交換機	燃料を安全に取り扱う機能	< 2回/サイクル	
原子炉建屋クレーン	燃料を安全に取り扱う機能	< 2回/サイクル	

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

女川原子力発電所  
第1号機  
保全計画

## 目 次

I	施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） および期間	1
II	発電用原子炉施設の工事の方法および時期 1. 工事の計画	1
III	発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期 1. 点検計画	1
IV	発電用原子炉施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための 措置	2
別紙	女川原子力発電所第1号機 点検計画（第2保全サイクル）	



## I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）および期間

本保全計画の適用期間は、女川原子力発電所第1号機第2回定期事業者検査開始日から第3回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第2回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間）とし、以降、この期間を第2保全サイクルという。ただし、この期間内に第3回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。

## II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期

### 1. 工事の計画

なし

## III 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度および時期

女川原子力発電所第1号機 第2保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。

### 1. 点検計画

保全サイクル中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保修業務運用要領」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画は別紙のとおり。

なお、付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は、「計画保修作業要領書」に規定している。

点検計画を策定または変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせで行う。

- ・保全活動管理指標の監視結果
- ・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブルなど運転経験
- ・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
- ・リスク情報、科学的知見

さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。

- ・状態監視による異常兆候の早期把握

IV 発電用原子炉施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

保全サイクル中での保安規定の要求としては「第256条 使用済燃料プールの水位・水温」の以下の項目があり、オーバーフロー水位の維持および温度監視を行うことで要求事項を満足することが可能である。

項目	施設運用上の基準
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの温度	6.5℃以下

女川原子力発電所  
第1号機  
点検計画  
(第2保全サイクル)

## 点検計画の記載について

「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備

a. 定期事業者検査の対象となる設備

②保全の重要度が高い設備

(2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。

- ・定期事業者検査に係る点検
- ・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検
- ・定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検
- ・記載対象設備において上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検については、「計画保守作業要領書」に定めている。

(3) 保全の重要度について

「計画保守作業要領書」の考え方に従い、「高」「低」の何れかで表記している。

なお、「高」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。

(4) 保全方式について

保全方式については以下のとおり記載している。

- ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・状態基準保全を採用しているもの：CBM

(5) 点検頻度について

次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月で表記している。

- ・性能維持のための措置を伴わない点検については、「C」により表記している。
- ・性能維持のための措置を伴う点検およびそれに伴い実施する点検については、「M」により表記している。

(6) 点検時期について

時間基準保全の点検については、“定期事業者検査時”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。

なお、これらの記載がないものについては、点検頻度に応じた時期に実施することとしている。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・ 保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無、劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。
- ・ 保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法、頻度を備考欄に記載している。

(8) 今回の実施計画について

第2保全サイクル中に点検を計画するものに「○」を記載している。

なお、複数の機器や複数の点検項目をまとめて記載した項目にあつては、本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「○」としている。

(9) 前回実施時期について

当該点検の前回実績（実施時期）を記載している。

なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。

# 目 次

## 1. 点検計画

機器または系統名	ページ
プロセス放射線モニタ系	1
エリア放射線モニタ系	1
燃料交換機	1
貯蔵機器	1
廃スラッジ系	1
機器ドレン系	2
床ドレン系	2
化学廃液系	3
燃料プール冷却浄化系	3
燃料プール補給水系	4
復水補給水系	4
原子炉補機冷却水系	4
非常用補機冷却海水系	5
原子炉補機冷却海水系	5
直流電源設備	6
非常用ディーゼル発電設備（発電機，機関）	6
原子炉建屋クレーン	6
使用済燃料プール	6
キャスク洗浄ピット	6
原子炉建屋換気空調系	6
タービン建屋換気空調系	8
消火系	10
原子炉建屋	10
廃棄物処理建屋	10
タービン建屋	10
制御建屋	10
廃棄物処理建屋換気空調系	10
取水路および放水路	11
制御建屋換気空調系	11
排気筒	12
非常用照明設備	12

## 2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

機器または系統名	ページ
対象なし	13

# 女川原子力発電所第1号機 点検計画

## 1. 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
プロセス放射線モニタ系	プロセス放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13 M	○	1回	-	定期事業者検査時
		特性検査	低	1 C	○	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
エリア放射線モニタ系	エリア放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13 M	○	1回	-	定期事業者検査時
		特性検査	低	1 C	○	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料交換機	燃料交換機	機能・性能検査	高	1 C	○	1回	燃料取扱装置機能検査	定期事業者検査時
貯蔵機器	使用済燃料貯蔵ラック	外観検査	低	5 C	-	1回	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子燃料）	定期事業者検査時 有効性評価No. 1の反映
	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラック含む）	外観検査	低	5 C	-	1回	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子燃料）	定期事業者検査時 有効性評価No. 2の反映
廃スラッジ系	使用済樹脂貯蔵タンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 3の反映
	使用済樹脂貯蔵タンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 3の反映
	浄化系沈降分離槽（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 4の反映
	浄化系沈降分離槽（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 4の反映
	濃縮廃液貯蔵タンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 5の反映
	濃縮廃液貯蔵タンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 5の反映
	復水系逆洗受タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 6の反映
	復水浄化系沈降分離槽（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映
	復水浄化系沈降分離槽（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映
	復水浄化系沈降分離槽（C）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映
	復水浄化系沈降分離槽（D）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
廃スラッジ系	復水浄化系沈降分離槽（E）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映
	復水浄化系沈降分離槽（F）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 7の反映
機器ドレン系	クラッドセパレータ（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 8の反映
	クラッドセパレータ（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 8の反映
	クラッドセパレータ設備清水タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 9の反映
	クラッド受タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 10の反映
	廃液収集タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 11の反映
	廃液サンプルタンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 12の反映
	廃液サンプルタンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 12の反映
	廃液サージタンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 13の反映
	廃液ろ過器（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 14の反映
	廃液ろ過器（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 14の反映
	廃液脱塩器	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 15の反映
床ドレン系	床ドレン収集タンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 16の反映
	床ドレン収集タンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 16の反映
	床ドレンサンプルタンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 17の反映
	床ドレンサンプルタンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 17の反映
	床ドレン調整タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 18の反映
	床ドレン濃縮器復水器	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	放射性廃棄物処理系機能検査	定期事業者検査時
	床ドレン脱塩器	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 19の反映
	床ドレン濃縮器	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	放射性廃棄物処理系機能検査	定期事業者検査時



## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
化学廃液系	化学廃液濃縮器	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	放射性廃棄物処理系機能検査	定期事業者検査時
	化学廃液濃縮器復水器	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	放射性廃棄物処理系機能検査	定期事業者検査時
	廃液中和タンク（A）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 20の反映
	廃液中和タンク（B）	外観検査	低	5 C	-	1回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 20の反映
燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系熱交換器（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プールポンプ（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プールポンプ（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プールポンプ（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プールポンプ（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
	燃料貯蔵プール水位	特性試験	低	13 M	○	1回	-	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
燃料プール冷却浄化系	燃料貯蔵プール水位	特性検査	低	1 C	○	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
	燃料プールライナドレン漏えい	特性試験	低	13 M	○	1回	-	定期事業者検査時
		特性検査	低	1 C	○	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料プール補給水系	配管（燃料プール補給水系）	外観検査	低	5 C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 21の反映
復水補給水系	復水貯蔵タンク	外観検査	低	5 C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 22の反映
	配管（復水補給水系）	外観検査	低	5 C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No. 23の反映
原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却系熱交換器（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却系熱交換器（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却系熱交換器（C）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却系熱交換器（D）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却水ポンプ（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却水ポンプ（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却水ポンプ（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水ポンプ（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却水ポンプ（C）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却水ポンプ（C）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
非常用補機冷却海水系	非常用補機冷却海水ポンプ（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	非常用補機冷却海水ポンプ（A）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
	非常用補機冷却海水ポンプ（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	非常用補機冷却海水ポンプ（B）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （潤滑油診断 頻度は潤滑油診断要領書による）
	非常用補機冷却海水ポンプ（C）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	非常用補機冷却海水ポンプ（C）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （潤滑油診断 頻度は潤滑油診断要領書による）
	非常用補機冷却海水ポンプ（D）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	非常用補機冷却海水ポンプ（D）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （潤滑油診断 頻度は潤滑油診断要領書による）
原子炉補機冷却海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉補機冷却海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ（A）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
	原子炉補機冷却海水ポンプ（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却海水ポンプ（B）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
	原子炉補機冷却海水ポンプ（C）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補機冷却海水ポンプ（C）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
直流電源設備	蓄電池 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	直流電源系機能検査	定期事業者検査時
非常用ディーゼル発電設備 （発電機、機関）	非常用ディーゼル発電機（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	非常用ディーゼル発電機定格容量検査	定期事業者検査時
	非常用ディーゼル発電機（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	非常用ディーゼル発電機定格容量検査	定期事業者検査時
原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン	機能・性能検査	高	1 C	○	1回	原子炉建屋クレーン機能検査	定期事業者検査時
使用済燃料プール	使用済燃料プール	外観検査	低	1 C	○	1回	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子炉）	定期事業者検査時
キャスク洗浄ビット	キャスク洗浄ビット	外観検査	低	5 C	-	1回	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子炉）	定期事業者検査時 有効性評価No. 24の反映
原子炉建屋換気空調系	原子炉建屋汚染区域排風機（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋汚染区域排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋汚染区域排風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉建屋換気空調系	原子炉建屋汚染区域排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋主送風機（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋主送風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋主送風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋主送風機（B）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
	原子炉建屋非汚染区域排風機（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋非汚染区域排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉建屋換気空調系	原子炉建屋非汚染区域排風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋非汚染区域排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	原子炉建屋換気系フィルタ 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋換気空調系	タービン建屋主送風機（A）	開放点検	低	CBM	-	-	-
機能・性能検査			低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
タービン建屋主送風機（A）用電動機		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
タービン建屋主送風機（B）		開放点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
タービン建屋主送風機（B）用電動機		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
タービン建屋汚染区域排風機（A）		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
タービン建屋換気空調系	タービン建屋汚染区域排風機（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋汚染区域排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋汚染区域排風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋汚染区域排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋清浄区域排風機（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋清浄区域排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋清浄区域排風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋清浄区域排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による)

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
タービン建屋換気空調系	タービン建屋清浄区域排風機（B）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	タービン建屋換気系フィルタ 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
消火系	屋内消火栓	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	消火機能検査	定期事業者検査時
	消火器	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	消火機能検査	定期事業者検査時
原子炉建屋	原子炉建屋躯体 一式	外観検査	低	1 C	○	1回	建物および構築物外観検査	定期事業者検査時
廃棄物処理建屋	放射性廃棄物処理建屋躯体	外観検査	低	1 C	○	1回	建物および構築物外観検査	定期事業者検査時
タービン建屋	タービン建屋躯体	外観検査	低	1 C	○	1回	建物および構築物外観検査	定期事業者検査時
制御建屋	制御建屋躯体	外観検査	低	1 C	○	1回	建物および構築物外観検査	定期事業者検査時
廃棄物処理建屋換気空調系	廃棄物処理建屋主送風機（A）	開放点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主送風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主送風機（B）	開放点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主送風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時



## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
廃棄物処理建屋換気空調系	廃棄物処理建屋主排風機（A）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主排風機（B）	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋主排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋制御室送風機（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋制御室送風機（A）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋制御室送風機（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋制御室送風機（B）用電動機	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	廃棄物処理建屋換気系フィルタ 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	取水路および放水路	放水路	外観検査	低	1 C	○	1回	排水路外観検査
制御建屋換気空調系	制御建屋汚染区域送風機（A）	開放点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィー診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時

## 女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
制御建屋換気空調系	制御建屋汚染区域送風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	制御建屋汚染区域送風機（B）	開放点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	制御建屋汚染区域送風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	制御建屋汚染区域排風機（A）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
	制御建屋汚染区域排風機（A）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	制御建屋汚染区域排風機（B）	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時 （振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による）
	制御建屋汚染区域排風機（B）用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	（振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による） （赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による）
		機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
	制御建屋換気系フィルタ 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
排気筒	排気筒	外観検査	低	1 C	○	1回	排気筒外観検査	定期事業者検査時
非常用照明設備	非常用照明設備 一式	機能・性能検査	低	1 C	○	1回	照明設備機能検査	定期事業者検査時
		外観検査※	低	1 C	○	1回	照明設備機能検査	定期事業者検査時 ※誘導灯のみ

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

機器または系統名	実施数（機器名）	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施計 画	前回実施 時期	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
対象なし	—	—	—	—	—	—	—	

添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

## 目 次

1. 定期事業者検査の判定方法	1
-----------------	---

表—1 検査の方法の考え方について

## 1. 定期事業者検査の判定方法

### (1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い、表1に記載する検査の方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に定期事業者検査を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定期間とする。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、定期事業者検査期間中に実施する検査の最短の間隔である13ヶ月（定期事業者検査終了からの期間）とする。

表-1 検査の方法の考え方について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査および開放検査	機器等を分解、開放した状態でき裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解または開放しない状態で漏えいまたはその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面および内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい（率）検査	系統および機器等の点検完了後、所定の圧力において、著しい漏えいの有無または漏えい率 <sup>※1</sup> を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備および計測制御設備について絶縁抵抗測定 <sup>※2</sup> 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統および機器等の点検完了後、作動試験、試運転およびインターロック試験等を行い、機器単体または系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であることおよび各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※1：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は点検計画（添付書類三 別紙）のとおり。

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）  
からの変更内容

1. 添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

なし

2. 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別紙－１のとおり

3. 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

なし



変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） および期間 . . . . . 1</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期 1. 工事の計画 . . . . . 1</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期 1. 点検計画 . . . . . 1</p> <p>IV 発電用原子炉施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための 措置 . . . . . 2</p> <p>別紙 女川原子力発電所第1号機 点検計画（第1保全サイクル）</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） および期間 . . . . . 1</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期 1. 工事の計画 . . . . . 1</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期 1. 点検計画 . . . . . 1</p> <p>IV 発電用原子炉施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための 措置 . . . . . 2</p> <p>別紙 女川原子力発電所第1号機 点検計画（第2保全サイクル）</p>	<p>記載の適正化 (保全サイクルの変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）および期間</p> <p>本保全計画の適用期間は、女川原子力発電所第1号機第1回定期事業者検査開始日から第2回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第1回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間）とし、以降、この期間を第1保全サイクルという。ただし、この期間内に第2回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期</p> <p>1. 工事の計画</p> <p>なし</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度および時期</p> <p>女川原子力発電所第1号機 第1保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画</p> <p>保全サイクル中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保修業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画は別紙のとおり。</p> <p>なお、付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は、「計画保修作業要領書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）および期間</p> <p>本保全計画の適用期間は、女川原子力発電所第1号機第2回定期事業者検査開始日から第3回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第2回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間）とし、以降、この期間を第2保全サイクルという。ただし、この期間内に第3回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期</p> <p>1. 工事の計画</p> <p>なし</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度および時期</p> <p>女川原子力発電所第1号機 第2保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画</p> <p>保全サイクル中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保修業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画は別紙のとおり。</p> <p>なお、付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は、「計画保修作業要領書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>記載の適正化 (保全サイクルの変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第1号機 点検計画 (第1保全サイクル)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第1号機 点検計画 (第2保全サイクル)</p>	<p>記載の適正化 (保全サイクルの変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定期事業者検査時”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、点検頻度に応じた時期に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無、劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法、頻度を備考欄に記載している。</p> <p>(8) 今回の実施計画について 第1保全サイクル中に点検を計画するものに「○」を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検項目をまとめて記載した項目にあっては、本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「○」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績（実施時期）を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあっては、最新実績を記載している。</p>	<p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定期事業者検査時”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、点検頻度に応じた時期に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無、劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法、頻度を備考欄に記載している。</p> <p>(8) 今回の実施計画について 第2保全サイクル中に点検を計画するものに「○」を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検項目をまとめて記載した項目にあっては、本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「○」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績（実施時期）を記載している。 なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあっては、最新実績を記載している。</p>	<p>記載の適正化 (保全サイクルの変更)</p>

変更理由

①記載の適正化  
(機能・性能検査を特性検査として実施することによる削除)

②記載の適正化  
(保全の有効性評価結果の反映)

③記載の適正化  
(実施計画の反映)

④記載の適正化  
(前回実施時期の反映)

女川原子力発電所第1号機 点検計画

1. 点検計画

機器または系統名	実施枚 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備箇所を注す
プロセス放射線モニタ系	プロセス放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13M	○	-	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
エリア放射線モニタ系計器 一式	エリア放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13M	○	④	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料交換機	燃料交換機	機能・性能検査	高	1C	○	-	燃料取扱装置機能検査	定期事業者検査時
貯蔵機器	使用済燃料貯蔵タンク	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
使用済燃料貯蔵タンク (A)	使用済燃料貯蔵タンク (A)	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
使用済燃料貯蔵タンク (B)	使用済燃料貯蔵タンク (B)	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
浄化系仕上り分離槽 (A)	浄化系仕上り分離槽 (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
浄化系仕上り分離槽 (B)	浄化系仕上り分離槽 (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク (A)	濃縮液貯蔵タンク (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク (B)	濃縮液貯蔵タンク (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク	濃縮液貯蔵タンク	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水系逆受タンク	復水系逆受タンク	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (A)	復水浄化系仕上り分離槽 (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (B)	復水浄化系仕上り分離槽 (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (C)	復水浄化系仕上り分離槽 (C)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (D)	復水浄化系仕上り分離槽 (D)	特性試験	低	5C	-	①回	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No.702/年度 有効性評価No.703/年度

1 ② ③ ④

②

女川原子力発電所第1号機 点検計画

1. 点検計画

機器または系統名	実施枚 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備箇所を注す
プロセス放射線モニタ系	プロセス放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13M	○	④	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
エリア放射線モニタ系計器 一式	エリア放射線モニタ系計器 一式	特性試験	低	13M	○	④	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料交換機	燃料交換機	機能・性能検査	高	1C	○	-	燃料取扱装置機能検査	定期事業者検査時
貯蔵機器	使用済燃料貯蔵タンク	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
使用済燃料貯蔵タンク (A)	使用済燃料貯蔵タンク (A)	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
使用済燃料貯蔵タンク (B)	使用済燃料貯蔵タンク (B)	特性試験	低	1C	○	-	燃料取扱装置外観検査 (原子燃料)	定期事業者検査時
浄化系仕上り分離槽 (A)	浄化系仕上り分離槽 (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
浄化系仕上り分離槽 (B)	浄化系仕上り分離槽 (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク (A)	濃縮液貯蔵タンク (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク (B)	濃縮液貯蔵タンク (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
濃縮液貯蔵タンク	濃縮液貯蔵タンク	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水系逆受タンク	復水系逆受タンク	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (A)	復水浄化系仕上り分離槽 (A)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (B)	復水浄化系仕上り分離槽 (B)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (C)	復水浄化系仕上り分離槽 (C)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時
復水浄化系仕上り分離槽 (D)	復水浄化系仕上り分離槽 (D)	特性試験	低	1C	○	-	放射性廃棄物処理系外観検査	定期事業者検査時

1 ② ③ ④

②





変更理由
①記載の適正化 (保全の有効性評価結果の反映)
②記載の適正化 (実施計画の反映)
③記載の適正化 (前回実施時期の反映)

女川原子力発電所第1号機 点検計画									
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検箇所技術	
化学廃液系	化学廃液濃縮器	機能・性能検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系機能検査	定期事業者検査時	
	化学廃液濃縮器復水器	機能・性能検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系機能検査	定期事業者検査時	
	廃液中和タンク (A)	外観検査	低	5C	-	-	放射性能量物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No.200の反映	
		機能・性能検査	①	5C	-	-	放射性能量物処理系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価No.200の反映	
	廃液中和タンク (B)	外観検査	低	5C	-	-	放射性能量物処理系外観検査	①	
	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (A)	機能・性能検査	低	1C	○	②	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B)	機能・性能検査	低	1C	○	②	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プールポンプ (A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
			機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プールポンプ (B)	機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
分解点検			低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料プール冷却浄化系通脱装置 (A)		機能・性能検査	低	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料プール冷却浄化系通脱装置 (B)		機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料貯蔵プール水位	特性試験	低	13M	○	-	-	定期事業者検査時		

3

女川原子力発電所第1号機 点検計画									
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検箇所技術	
化学廃液系	化学廃液濃縮器	機能・性能検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系機能検査	定期事業者検査時	
	化学廃液濃縮器復水器	機能・性能検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系機能検査	定期事業者検査時	
	廃液中和タンク (A)	外観検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系外観検査	①	
		機能・性能検査	①	1C	○	③	放射性能量物処理系外観検査	①	
	廃液中和タンク (B)	外観検査	低	1C	○	③	放射性能量物処理系外観検査	①	
	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (A)	機能・性能検査	低	1C	○	②	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B)	機能・性能検査	低	1C	○	②	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プールポンプ (A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
			機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
		燃料プールポンプ (B)	機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時
分解点検			低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料プール冷却浄化系通脱装置 (A)		機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料プール冷却浄化系通脱装置 (B)		機能・性能検査	③	1C	○	③	燃料プール冷却浄化系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時	
燃料貯蔵プール水位	特性試験	低	13M	○	-	-	定期事業者検査時		

3

変更理由

①記載の適正化  
(機能・性能検査を特性検査として実施することによる削除)

②記載の適正化  
(保全の有効性評価結果の反映)

③記載の適正化  
(実施計画の反映)

④記載の適正化  
(前回実施時期の反映)

**女川原子力発電所第1号機 点検計画**

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検診断技術
燃料プール冷却浄化系	燃料貯蔵プール水位	特性検査	低	1C	○④	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
	燃料プールライナードレイン漏えい	特性試験	低	13M	○④	1回	-	定期事業者検査時
		特性検査	低	1C	○	1回	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料プール補給冷却水系	配管(燃料プール補給水系)	外観検査	低	5C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価(Ann.2)の反映
復水補給水系	復水貯蔵タンク	外観検査	低	5C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価(Ann.2)の反映
	配管(復水補給水系)	外観検査	低	5C	-	1回	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時 有効性評価(Ann.2)の反映
原子炉補給冷却水系	原子炉補給冷却系熱交換器(A)	機能・性能検査	低	1C	○⑤	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(B)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(C)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(D)	機能・性能検査	低	1C	○④	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却ポンプ(A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却ポンプ(B)	機能・性能検査	低	1C	○④	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
		機能・性能検査	低	1C	○④	1回	補機冷却機能検査	定期事業者検査時

**女川原子力発電所第1号機 点検計画**

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検診断技術
燃料プール冷却浄化系	燃料貯蔵プール水位	特性検査	低	1C	○④	-	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
		機能・性能検査	低	1C	○	-	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
	燃料プールライナードレイン漏えい	特性試験	低	13M	○④	-	-	定期事業者検査時
		特性検査	低	1C	○	-	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
		機能・性能検査	低	1C	○	-	監視機能健全性検査	定期事業者検査時
燃料プール補給冷却水系	配管(燃料プール補給水系)	外観検査	低	1C	○	-	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時
復水補給水系	復水貯蔵タンク	外観検査	低	1C	○	-	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時
	配管(復水補給水系)	外観検査	低	1C	○	-	燃料プール補給水系外観検査	定期事業者検査時
原子炉補給冷却水系	原子炉補給冷却系熱交換器(A)	機能・性能検査	低	1C	○③	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(B)	機能・性能検査	低	1C	○	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(C)	機能・性能検査	低	1C	○	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却系熱交換器(D)	機能・性能検査	低	1C	○④	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却ポンプ(A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
	原子炉補給冷却ポンプ(B)	機能・性能検査	低	1C	○④	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時
		分解点検	低	CBM	-	-	-	定期事業者検査時
		機能・性能検査	低	1C	○	-	補機冷却機能検査	定期事業者検査時







変更理由  
記載の適正化  
(前回実施時期の反映)

女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保安の重要度	保安方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検技術																								
原子炉建屋換気空調系	原子炉建屋汚染区域排風機(B)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)																								
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時																	
									分解点検	低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)																
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時																	
									原子炉建屋主送風機(A)	原子炉建屋汚染区域排風機(A)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)															
									機能・性能検査									低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時									
									分解点検									低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)								
									機能・性能検査									低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時									
									原子炉建屋主送風機(B)									原子炉建屋汚染区域排風機(A)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)							
									機能・性能検査																	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
									分解点検																	低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)
									機能・性能検査																	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	

7

女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保安の重要度	保安方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検技術																								
原子炉建屋換気空調系	原子炉建屋汚染区域排風機(B)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)																								
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時																	
									分解点検	低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)																
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時																	
									原子炉建屋主送風機(A)	原子炉建屋汚染区域排風機(A)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)															
									機能・性能検査									低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時									
									分解点検									低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)								
									機能・性能検査									低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時									
									原子炉建屋主送風機(B)									原子炉建屋汚染区域排風機(A)用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	換気空調系機能検査	( )内は適用する点検技術 要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)							
									機能・性能検査																	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
									分解点検																	低	CBM	-	-	-	換気空調系機能検査	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) (赤外線診断 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)
									機能・性能検査																	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	

7



変更理由
記載の適正化 (前回実施時期の反映)

女川原子力発電所第1号機 点検計画									
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検診断技術	
タービン建屋換気空調系	タービン建屋汚染区域排風機(A)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(A)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(A)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	

9

女川原子力発電所第1号機 点検計画									
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検診断技術	
タービン建屋換気空調系	タービン建屋汚染区域排風機(A)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(A)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(A)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	
	タービン建屋汚染区域排風機(B)用電動機	機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時	
		分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による)	

9



変更理由  
記載の適正化  
(前回実施時期の反映)

女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および点検・検査の項目	安全の重要度	保安方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検箇所技術							
廃棄物処理建屋換気空調系	廃棄物処理建屋主排風機 (A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	(点検箇所) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ							
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
取水路上り放水路	放水路	外観検査	低	1C	○	-	-	(点検箇所) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ							
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時

11

女川原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および点検・検査の項目	安全の重要度	保安方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期	検査名	備考 ( )内は適用する点検箇所技術							
廃棄物処理建屋換気空調系	廃棄物処理建屋主排風機 (A)	分解点検	低	CBM	-	-	-	(点検箇所) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ							
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
取水路上り放水路	放水路	外観検査	低	1C	○	-	-	(点検箇所) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ (赤外線診断) 頻度は赤外線カメラモブ							
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時
									機能・性能検査	低	1C	○	1回	換気空調系機能検査	定期事業者検査時

11

変更理由

①記載の適正化  
(検査項目の適正化による追加)

②記載の適正化  
(前回実施時期の反映)

**女川原子力発電所第1号機 点検計画**

機器または系統名	実数数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
制御建屋換気空調系	制御建屋汚染区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (B)	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	排気筒	排気筒	機能・性能検査	低	1C	○	1回	排気筒外観検査	定期事業者検査時
			機能・性能検査	低	1C	○	1回	定期事業者検査時	
非常用照明設備	非常用照明設備 一式	機能・性能検査	低	1C	○	1回	定期事業者検査時	定期事業者検査時	

12

**女川原子力発電所第1号機 点検計画**

機器または系統名	実数数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
制御建屋換気空調系	制御建屋汚染区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (B)	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	制御建屋汚染区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	CBM	-	-	-	(振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による) 頻度は非外線サーモグラフィ診断要領書による)	
		機能・性能検査	低	1C	○②	1回	-	機室空調系機能検査	
	排気筒	排気筒	機能・性能検査	低	1C	○	1回	排気筒外観検査	定期事業者検査時
			機能・性能検査	低	1C	○	1回	定期事業者検査時	
非常用照明設備	非常用照明設備 一式	機能・性能検査	低	1C	○	1回	定期事業者検査時	定期事業者検査時	

12



添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二および三）  
についての評価結果  
（保全の有効性評価の結果に関する説明書）

1. 保全の有効性評価の結果に関する説明書

これまでの保全活動で得られた情報を基に，継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

第1保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については，添付－1のとおり。

また，これら評価の結果等を踏まえ，保全内容の変更を行ったものは添付－2のとおり。

添付－1 保全の有効性評価結果について（第1号機）

添付－2 保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

添付－3 保全活動管理指標の実績について

## 保全の有効性評価結果について（第 1 号機）

「保全の有効性評価実施要領書」に基づき、有効性評価を実施した。

定期的な評価のインプット			総合評価
分類 1	分類 2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	①系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2020.5.1 ～2022.4.30	保全活動管理指標の監視結果を基に評価した結果、保全計画に反映すべき項目はなかった。
b. 保全データ推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	②点検手入れ前後データ、状態監視データ	2019.7.1 ～2022.4.30	第 1 回廃止措置段階定期事業者検査の検査結果、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果の実績ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮した評価を行い、一部の機器に対し、添付－ 2 のとおり、点検・検査（定期事業者検査）の頻度を見直した。
c. トラブルなど運転経験	③当該プラントのトラブルおよび不適合	2019.7.1 ～2022.4.30	トラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、保全計画に反映すべき事項はなかった。
d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	④社内他プラントの不適合情報	2019.7.1 ～2022.4.30	社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、保全計画に反映すべき事項はなかった。
	⑤国内情報 (NUCIA 情報)	2019.7.1 ～2022.4.30	国内他プラントのトラブル情報を基に評価した結果、保全計画に反映すべき事項はなかった。
	⑥海外情報	2019.7.1 ～2022.4.30	海外他プラントのトラブル情報を基に評価した結果、保全計画に反映すべき事項はなかった。
	⑦原子力規制委員会文書	2019.7.1 ～2022.4.30	原子力規制委員会文書を踏まえ、保全計画に反映すべき事項はなかった。
e-1. リスク情報	⑧リスク情報	2019.7.1 ～2022.4.30	対象期間において保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。
e-2. 科学的知見	⑨電力共同研究・技術開発	2019.7.1 ～2022.4.30	電力共同研究、技術開発の情報を基に評価した結果、保全計画に反映すべき事項はなかった。

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全活動管理指標への反映			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前	変更後	インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	
—	なし	—	—	—	—	—	—	—

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
1	使用済燃料貯蔵ラック	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子燃料）
2	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラック含む）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子燃料）
3	使用済樹脂貯蔵タンク（A）、（B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法

- ①点検および取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
4	浄化系沈降分離槽（A）， （B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
5	濃縮廃液貯蔵タンク（A）， （B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
6	復水系逆洗受タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
7	復水浄化系沈降分離槽（A）， （B），（C），（D）， （E），（F）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に選定した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果等による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
8	クラッドセパレータ (A), (B)	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検結果10C分を確認したが異常が確認されていないことから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
9	クラッドセパレータ設備清水タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が130Mであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を130M（10C）に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
10	クラッド受タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法

- ①点検および取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
11	廃液収集タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が130Mであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を130M（10C）に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
12	廃液サンプルタンク（A）、 （B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
13	廃液サージタンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が130Mであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を130M（10C）に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付－1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法

- ①点検および取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
14	廃液ろ過器（A），（B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検結果10C分を確認したが異常が確認されていないことから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
15	廃液脱塩器	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検結果10C分を確認したが異常が確認されていないことから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
16	床ドレン収集タンク（A），（B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検結果10C分を確認したが異常が確認されていないことから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果等による評価  
④類似機器等の使用実績による評価



保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
17	床ドレンサンプルタンク (A), (B)	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
18	床ドレン調整タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が130Mであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を130M（10C）に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
19	床ドレン脱塩器	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないことから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法

- ①点検および取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
20	廃液中和タンク（A），（B）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が130Mであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を130M（10C）に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	放射性廃棄物処理系外観検査
21	配管（燃料プール補給水系）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Yであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	燃料プール補給水系外観検査
22	復水貯蔵タンク	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Cであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	燃料プール補給水系外観検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に選定した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果等による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式 または点検内容の変更			インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
23	配管（復水補給水系）	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が10Yであることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10Cに設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	燃料プール補給水系外観検査
24	キャスク洗浄ピット	外観検査	1C	5C	②	外観検査の頻度が1Cの機器について、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）の点検頻度および点検結果ならびに「事業者検査に関する運用ガイドライン」の考えを考慮し、評価を実施した。	当該機器は、運転段階（長期停止期間中の特別な保全を含む）と廃止措置段階では使用条件・環境などが変わらないこと、第1回定期事業者検査（廃止措置段階）の外観検査において異常が確認されていないこと、運転段階の点検頻度が事後保全であることから、廃止措置段階の外観検査頻度を10C以上に設定することも可能であるが、裕度等を考慮し5Cに見直しする。	①	核燃料物質取扱・貯蔵設備外観検査（原子炉）

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に選定した評価方法

- ①点検および取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項（第1号機）

3. 補修, 取替えおよび改造計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		補修, 取替, 改良工事の計画 (主要工事)	インプット 情報の項目※	事象の概要	評価内容		
—	なし	—	—	—	—	—	

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

## 保全活動管理指標の実績について

## 1. 系統レベル (評価期間 : 2020年5月1日~2022年4月30日)

系統名	要求機能	予防可能故障回数		備考
		目標値	実績値	
燃料交換機	燃料を安全に取り扱う機能	< 2回/サイクル	0回	
原子炉建屋クレーン	燃料を安全に取り扱う機能	< 2回/サイクル	0回	

添付書類七 定期事業者検査での判定における一定の期間の設定  
および変更において考慮した事項に関する説明書

1. 定期事業者検査での判定における一定の期間の変更

なし